

倉吉市建設工事低入札価格調査制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市の発注する建設工事に係る競争入札について低入札価格調査制度を導入するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「低入札価格調査」とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項の規定により落札者を決定するために行う調査をいう。

2 この要領において「調査基準価格」とは、低入札価格調査を行う基準となる価格をいう。

3 この要領において「低価格入札」とは、調査基準価格を下回る入札をいう。

4 この要領において「低価格入札者」とは、調査基準価格を下回る入札を行った者をいう。

(適用対象工事)

第3条 この要領は、市の発注する建設工事のうち、公募型指名競争入札に付する工事及び総合評価指名競争入札に付する工事（以下「適用対象工事」という。）について適用する。ただし、適用対象工事以外の建設工事であっても、市長が特に必要と認める場合には、適用することができる。

2 前項の規定にかかわらず、特別な事情等により市長が特に必要と認める場合は、低入札価格調査制度によらないことができる。

(調査基準価格の設定)

第4条 市長は、適用対象工事に係る競争入札（以下「競争入札」という。）について予定価格の10分の9.2から3分の2の範囲内で調査基準価格を設定するものとする。

2 競争入札の調査基準価格は、当該工事に係る予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げた額）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が、当該予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては当該予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、当該予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

(2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

(3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

(4) 一般管理費の額に10分の5.5を乗じて得た額

3 前項の場合において、当該工事が土木解体工事、建築解体工事その他必要と認める工事であるときは、同項第1号中「10分の9.7」とあるのは「10分の7.5」と、第2号中「10分の9」とあるのは「10分の7」とする。

4 競争入札の調査基準価格は、当該競争入札の執行のときまでに設定し、当該競争入札の予定価格を記載した書面に記載するものとする。

(失格基準価格の設定)

第4条の2 市長は、競争入札について、低価格入札者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれが極めて高いとして、低入札価格調査を行うことなく、当該入札を失格とするための基準となる価格（以下「失格基準価格」という。）を設定するものとする。

2 競争入札の失格基準価格は、当該工事に係る予定価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げた額）に100分の110を乗じて得た額と

する。ただし、その額が、当該予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては当該予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、当該予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合にあっては当該予定価格に3分の2を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

3 前項の場合において、当該工事が土木解体工事、建築解体工事その他必要と認める工事であるときは、同項第1号中「10分の9.7」とあるのは「10分の7.5」と、第2号中「10分の9」とあるのは「10分の7」とする。

4 競争入札の失格基準価格は、当該競争入札の執行のときまでに設定し、当該競争入札の予定価格を記載した書面に記載するものとする。

(最低制限価格の適用除外)

第5条 市長は、適用対象工事に係る競争入札について倉吉市建設工事執行規則(昭和50年倉吉市規則第18号)第15条に規定する最低制限価格を設けないものとする。

(入札に参加しようとする者への周知)

第6条 市長は、競争入札の入札説明書に次の事項を記載し、入札に参加しようとする者に周知するものとする。

- (1) 調査基準価格及び失格基準価格が設定されていること。
- (2) 低価格入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知方法
- (3) 低価格入札者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者にならない場合があること。
- (4) 低価格入札者は、事後の事情聴取及び調査に協力すべきこと。

(入札の執行)

第7条 入札の結果、低価格入札が行われた場合には、入札執行者は、入札者に対して落札決定の保留を宣言するとともに、低入札価格調査に入ることを告げて入札を終了するものとする。

(委員会)

第8条 低入札価格調査を適正に処理するため、倉吉市低入札価格調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

- 2 委員会は、副市長を委員長、建設部長を副委員長とし、各部長(建設部長を除く)、**上下水道局長**及び教育委員会事務局長を委員として構成する。
- 3 委員長は、委員会を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員会の事務局は、建設部管理計画課に置くものとする。

(低入札価格調査の実施及び報告)

第9条 工事主管課長(当該工事の積算内容を十分把握している積算担当課長)は、低価格入札が行われた場合には、入札終了後、直ちに低入札価格調査マニュアルに従い、調査を開始するものとする。

2 工事主管課長は、前項の調査終了後、低入札価格調査報告書及び事情聴取結果を委員会に報告するものとする。

(委員会の審議等)

第10条 前条第2項の提出があったときは、委員会は、低価格入札者の当該入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるかどうか又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であるかどうかを審議し、当該低価格入札者と契約することの適否を決定する。

(落札者の決定等)

第11条 工事主管課長は、前条の規定により委員会が低価格入札との契約を適當である旨の決定をしたときは、当該低価格入札者に対してその旨を通知するとともに、その他の入札者に対し落札金額及び落札者の称号又は氏名を通知するものとする。

2 工事主管課長は、前条の規定により委員会が低価格入札者との契約を不適當である旨の決定をしたときは、次に定める方法により手続を進めることとする。

(1) 他に低価格入札者がいる場合 前条の規定により不適當とされた者を除く低価格入札者のうち最低の価格で入札した者に対して前2条の規定による手続を行う。

(2) 他に低価格入札者がいない場合 前条の規定により不適當とされた者を除く入札者で、予定価格の範囲内の価格で入札した者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする。

(入札結果の公表)

第12条 低入札価格調査を実施した工事に係る入札結果の公表に際しては、閲覧に供する入札調書の写しの備考欄に「低入札価格調査適用工事」と記載するものとする。

(監督体制の強化等)

第13条 適用対象工事の請負者が低価格入札者であった場合は、工事主管課長は次の措置をとるものとする。

(1) 施工体制台帳の内容聴取 施工体制台帳の提出に際し、必要に応じて、請負者の代表者等からその内容の聴取を行う。

(2) 施工計画書の内容聴取 施工計画書の提出に際し、必要に応じて、請負者の代表者等からその内容の聴取を行う。

(3) 重点的な監督業務の実施 工事主管課長は、監督業務において段階確認、施工の検査等を実施するに当たっては、立会することを原則として、入念に行う。また、あらかじめ提出された施工体制台帳及び施工計画書の記載内容に沿った施工が実施されているかどうかの確認を併せて行い、実際の施工が記載内容と異なるときは、その理由を現場代理人から詳細に聴取する。

(4) 労働安全部局との連携 安全な施工の確保及び労働者への適正な賃金支払の確保の観点から必要があると認められるときは、労働基準監督署の協力を得て、施工現場の調査を行うものとする。

附 則

この要領は、平成13年10月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月11日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に契約に係る入札の公告又は通知をしている工事については、なお従前

の例による。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 7 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に契約に係る入札の公告又は通知をしている工事については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に契約に係る入札の公告又は通知をしている工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に契約に係る入札の公告又は通知をしている工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に契約に係る入札の公告又は通知をしている工事については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行の際、現に契約に係る入札の公告又は通知をしている工事については、なお従前

の例による。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。